

おくやみ 手続き ガイドブック



東吾妻町

ご遺族のみなさまへ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族の皆様におかれましては、大切な方を失った悲しみのなかで、さまざまな届出や申請などの手続きが必要になるかと推察いたします。

東吾妻町では、亡くなられた方に関する町役場を中心とした手続きをまとめたガイドブックを作成しました。

このガイドブックが、ご遺族の皆様のお役にたてば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

東吾妻町役場 0279-68-2111（代表）

もくじ

ワンストップサービスのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・	2
手続きにあたりお持ちいただくもの・・・・・・・・・・・・	2
各種手続きチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
役場での主な手続き（葬儀が終わり落ち着いてから）・・・	6
役場以外での主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
住民票・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の取得について・	18
委任状様式（戸籍住民票）（税務関係）・・・・・・・・・・	19
戸籍証明等の郵送請求について・・・・・・・・・・・・・・	21
家系図（3親等内の親族）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

窓口ワンストップサービスのご案内

東吾妻町役場本庁舎では、来庁されましたご遺族の負担を軽減するため、死亡届後に必要となるお手続きを、1か所で済ませることができる窓口を開設しています。

場 所：東吾妻町役場本庁舎1階 町民課②窓口

受付時間：午前9時～11時 午後1時30分～4時

（土日・祝日・年末年始を除きます）

※混雑状況により、お待ちいただく場合がございます。

お手続きは約1時間が目安です。

 0279-68-2111（代表）

手続きにあたりお持ちいただくもの

役場での手続きに必要な主なものの一覧です。ご案内以外にも必要となるものもございますのでご了承ください。

故人のもの（所有していたものをお持ちください。）

1	個人番号カード（マイナンバーカード）
2	印鑑登録証
3	国民健康保険被保険者証または、資格確認書
4	後期高齢者医療被保険者証または、資格確認書
5	介護保険被保険者証
6	年金証書
7	各種障害者手帳
8	その他、役場から交付された受給者証

ご遺族がお持ちになるもの	
1	窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使う印鑑）
2	窓口に来られる方の本人確認書類（有効期限内のもの） ○1点で確認できる書類 マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等の写真付きのもの ○2点で確認できる書類 各種健康保険被保険者証または資格確認書、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、介護保険被保険者証、年金証書等 その他、写真付きの身分証明書（社員証、学生証、公的な資格者証など）
3	相続人代表の預貯金通帳または写し及び印鑑
4	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の故人と相続人との続柄がわかる書類（手続きにより必要になる場合があります。）
5	委任状 死亡に伴う各種手続きを代理の方が行う場合、委任状が必要となります。○ページの委任状をご利用ください。 ※委任状が必要になる例 ・ 故人の配偶者又は直系血族以外の方が、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を請求するとき（委任者：配偶者又は直系血族の方） ・ 世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方がするとき（委任者：同一世帯員の方）

故人が、国民健康保険または後期高齢者医療の加入者	
1	喪主の預貯金通帳または写し
2	葬祭を行った事がわかるもの（会葬礼状、葬祭費用の領収書等）

各種手続きチェックリスト

区分	内容	☒	ページ
戸籍・住民登録に関すること	世帯主が亡くなった	☐	P.6
	印鑑登録をしていた	☐	
	役場発行のカード類を所有していた	☐	
保険に関すること	国民健康保険に加入していた	☐	P.7
	後期高齢者医療に加入していた	☐	
	高額医療・高額介護合算療養費の支給申請について	☐	
年金に関すること	国民年金を受給していた	☐	P.8
介護保険に関すること	介護保険被保険者証を持っていた	☐	
	介護保険料について	☐	
福祉に関すること	福祉医療費受給者だった	☐	P.9
	障害に関する制度の利用をしていた	☐	
税金に関すること	町民税・県民税を納めていた	☐	P.10
	バイク・軽自動車を所有していた	☐	
	固定資産（土地・家屋）を所有していた	☐	
	未登記家屋を所有していた	☐	P.11
	口座振替で納税していた	☐	
子どもに関すること	児童手当の受給者だった	☐	P.11
	保育所やこども園に通うお子様がいる	☐	
	放課後児童クラブに通うお子様がいる	☐	P.12

上下水道に関すること	上下水道所有者（使用者）になっていた	☐	P.12
	上下水道料金の名義人になっていた	☐	
	浄化槽を使用していた	☐	
貸与品に関すること	防災行政無線戸別受信機の貸与を受けていた	☐	P.13
	通話録音装置（特殊詐欺対策装置）の貸与を受けていた	☐	
住まいに関すること	空き家になってしまう	☐	P.14
	町営住宅に入居していた	☐	
その他の手続き	町営の共同霊園を利用していた	☐	P.14
	犬の登録をしていた	☐	
	道路・水路等の占用許可を受けていた	☐	
	農地を所有していた	☐	P.15
	森林を所有していた	☐	
	あづまケーブルテレビに加入していた （東地区のみ）	☐	
	地方議会議員年金、議員遺族年金を受給していた	☐	

MEMO

役場での主な手続き（葬儀が終わり落ち着いてから）

戸籍・住民登録に関すること

○世帯主が亡くなった

世帯主変更が必要です。（死亡日から14日以内）死亡届を提出されたとき、一連の手続きの中で変更いたしますが、後日、他の方に変更されたい場合はご相談ください。

町民課
戸籍住民係
②番窓口
内線 2121

○印鑑登録をしていた

死亡日をもって、印鑑登録は廃止となります。印鑑登録証を返却していただくか、ハサミで裁断するなど処分していただいても構いません。

町民課
戸籍住民係
②番窓口
内線 2121

○役場発行のカード類を所有していた

亡くなった方が以下のカード類を所有していた場合、返納義務はないため、ハサミで裁断するなど処分していただいても構いません。窓口での返納を希望される場合は、お申し出ください。

※保険金の請求等、各種手続きに提示を求められる場合があります。相続手続き等が終了するまで一定期間は保管していただくことをお勧めします。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・個人番号通知カード
- ・住民基本台帳カード

町民課
戸籍住民係
②番窓口
内線 2121

保険に関すること

○国民健康保険の加入者だった

○後期高齢者医療の加入者（満75歳以上）だった

①葬祭費の請求

葬祭を行った方やご親族が葬祭費の申請をすることができます。

- 【持ち物】・会葬礼状、葬儀領収書など
・喪主名義の金融機関口座がわかるもの

②保険証などの返却

亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または、資格確認書の返却をお願いします。

また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの場合は、あわせて返却をお願いします。

○故人が、「社会保険等」加入者の場合は、勤務先へお問い合わせください。

○施設入所の方で、他の市町村の国民健康保険及び他の都道府県の後期高齢者医療に加入されていた場合は、被保険者証を発行している市町村へお問い合わせください。

○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、過不足の精算が生じる場合には、後日、通知を送付いたします。

町民課
保険年金係
②番窓口
内線 2124

○高額医療・高額介護合算療養費の支給申請

1年間（8月～翌年7月）に支払った医療費と介護保険の自己負担額が一定の額を超えたときは、その越えた分が支給されます。

町民課
保険年金係
②番窓口
内線 2124

年金に関すること

○国民年金を受給していた

まだ受け取っていない年金は、未支給年金の請求をすることにより、生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。

町民課
保険年金係
②番窓口
内線 2124

介護保険に関すること

○介護保険被保険者証を持っていた

亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却してください。
また、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は、あわせて返却してください。後日見つかった場合は相続人が破棄してください。

保健福祉課
介護係
③番窓口
内線 2131

○介護保険料について

介護保険料は月割りとなります。保険料額に変更が生じた場合は、死亡届を受理した翌月以降に保険料変更通知書を送付します。送付先は、相続人宛となります。希望する送付先がある場合は、申し出てください。

保健福祉課
介護係
③番窓口
内線 2131

MEMO

福祉に関すること

○福祉医療費受給者だった

福祉医療費受給者証の返却が必要です。また、福祉医療費を請求していた場合、振込先変更手続きもあわせてお願いします。

保健福祉課
福祉係
③番窓口
内線 2134

○18歳未満のお子様がいる

○福祉医療費について

福祉医療費を故人名義で請求していた場合は、手続きが必要です。配偶者の方が亡くなった場合は、ひとり親区分に該当しますのでお問い合わせください。

保健福祉課
福祉係
③番窓口
内線 2134

○障害に関する制度の利用をしていた

返還手続きが必要です。

- ①身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、
- ②自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方
- ③各種障害関係手当等を受給されていた方
- ④障害福祉サービス等を利用されていた方

※町役場以外の手続きで使用する場合がありますので、コピーを取っておくことをお勧めします。

保健福祉課
福祉係
③番窓口
内線 2133

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方は、保健センターへ返還してください。

保健センター
Tel0279-68-5021

税金に関すること

○町民税・県民税等を納めていた

納めていただく町税等がある場合は、相続人に継承され、納付していただくことになります。相続人宛に郵送等できるよう、送付先の手続きが必要です。

税務課
⑤番窓口
内線 2111

○バイク・軽自動車を所有していた

亡くなられた方の名義登録となっている 125cc 以下の原動機付自転車や小型特殊自動車等は、所有者が変わる場合は名義変更の手続きが必要です。また、処分・売却する場合は廃車（ナンバープレートの返却）の手続きが必要です。

125cc 以上の自動二輪や 3 輪や 4 輪の軽自動車等は、車両によって手続き窓口が異なります。

【125cc 以上の自動二輪】

関東運輸局群馬運輸支局 TEL050-5540-2021

【軽自動車】

軽自動車検査協会群馬事務所 TEL050-3816-3109

税務課
住民税係
⑤番窓口
内線 2112

○固定資産（土地・家屋）を所有していた

相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者届の提出が必要です。（亡くなられた方との続柄がわかる戸籍謄本や遺産分割協議書等（写しでも可）をご用意ください。）

※登記されている不動産については、法務局で相続登記の手続きが必要です。（R6.4 月から義務化）

税務課
固定資産税係
⑤番窓口
内線 2113

○未登記家屋を所有していた

法務局の登記簿（建物）に登録されていない家屋（未登記家屋）を相続等した場合は、未登記家屋所有者変更申出書の提出が必要です。

税務課
固定資産税係
⑤番窓口
内線 2113

○口座振替で納税していた

口座凍結などにより口座振替ができません。口座振替の口座名義の変更手続きが必要です。今後の納付方法についてご相談ください。（お問い合わせには、納税通知書をご用意していただくとスムーズです。）

税務課
⑤番窓口
内線 2111

子どもに関すること

○児童手当の受給者だった

亡くなられた方が児童手当を受給していた場合、児童手当を引き続き受給するため、受給者変更の手続きが必要です。

※死亡日の翌日から 15 日以内に手続きをしないと支給されない月が発生する場合があります。

保健福祉課
福祉係
③番窓口
内線 2134

○保育所やこども園に通うお子様がいる

教育・保育給付認定変更等の手続きが必要です。

学校教育課
こども係
内線 2303

○放課後児童クラブに通うお子様がいる

町立の放課後児童クラブ（東・岩島・坂上地区）の保育料が減免となる場合がありますので、お問い合わせください。
民間の放課後児童クラブ（太田・原町地区）を利用している場合は、利用している放課後児童クラブにお問い合わせください。

学校教育課
こども係
TEL0279-68-2111

上下水道に関すること

○上下水道所有者（使用者）になっていた

所有者（使用者）になられていた場合、変更等の手続きが必要です。

上下水道課
業務係
本庁舎 2 階
TEL0279-76-4010

○上下水道料金の名義人になっていた

口座振替を利用している場合は、今後の納付について口座変更や解約（納付書払い）の手続きが必要です。

上下水道課
業務係
本庁舎 2 階
TEL0279-76-4010

○浄化槽を使用していた

引き続き浄化槽を使用する場合は、名義変更の手続きが必要です。使用しなくなる場合は、浄化槽使用休止の手続きが必要です。

上下水道課
下水道係
本庁舎 2 階
TEL0279-76-4010

貸与品に関すること

○防災行政無線戸別受信機の貸与を受けていた

亡くなられた方が住んでいた家が空き家になる場合には、戸別受信機の返還が必要です。

総務課
安全対策係
本庁舎 2 階
内線 2225

○通話録音装置（特殊詐欺対策装置）の貸与を受けていた

亡くなられた方が住んでいた家が空き家になる場合や録音装置が不要となる場合は、返還が必要です。
装置の返還と共に通話録音装置利用中止・変更届の提出をお願いいたします。

総務課
安全対策係
本庁舎 2 階
内線 2225

住まいに関すること

○空き家になってしまう

亡くなられた方が住んでいた家が空き家になる場合には相談できます。写真や所在地がわかる資料をお持ちください。

企画課
定住促進係
本庁舎 2 階
内線 2232

MEMO

○町営住宅に入居していた

町営住宅に入居していた方が亡くなられた場合、下記の手続きが必要です。

○名義人が亡くなられた場合

町営住宅返還（退去）の手続き、または承継の手続き（同居者が引き続き住む場合）が必要です。

※承継には収入等の条件があります。

○同居者が亡くなられた場合

入居者等異動届の提出が必要です。

建設課
建設管理係
本庁舎 2 階
内線 2262

その他の手続き

○町営の共同霊園を利用していた

あづま共同霊園または、あがつま共同霊園を利用していた場合、使用者変更の手続きが必要です。

町民課
環境対策係
②番窓口
内線 2123

○犬の登録をしていた

犬の飼い主の登録事項変更の手続きが必要です。

保健センター
TEL0279-68-5021

○道路・水路等の占用許可を受けていた

道路占用者が亡くなられ、相続により引き続き占有する場合は、地位承継の届け出が必要です。占有の必要がなくなる場合は、廃止の届出が必要です。

建設課
建設管理係
本庁舎 2 階
内線 2265

○農地を所有していた

相続や遺贈により農地の所有権や賃借権等を取得した場合、農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出手続きが必要です。

農業委員会事務局
本庁舎 2 階
内線 2271

○森林を所有していた

森林を相続した場合は、森林法第10条の7の2の規定による所有者届出手続きが必要です。

農林課
農林振興係
本庁舎 2 階
内線 2284

○あづまケーブルテレビに加入していた（東地区のみ）

名義変更等の手続きが必要です。

東支所
Tel0279-59-3111

○地方議会議員年金、議員遺族年金を受給していた

過去に町村議会議員だった方で地方議会議員年金または、議員遺族年金を受給していた方は受給権消滅届、未支給年金請求等の手続きが必要です。

議会事務局
本庁舎 3 階
内線 2341

MEMO

役場以外での主な手続き（一例）

手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。手続き方法や持ち物、期限などは各問合せ先にお尋ねください。

1	国税の手続き ・死亡者の所得税確定申告（準確定申告） ・相続税の申告	中之条税務署 TEL0279-75-3355
2	遺産分割協議書などの作成依頼	前橋地方法務局 中之条支局 TEL0279-75-3037
3	不動産の相続登記	
4	軽自動車の名義変更または廃車	軽自動車検査協会 群馬事務所 TEL050-3816-3109 または 購入先等の販売店
5	自動車及び 125CC 超のバイクの名義変更または廃車	関東運輸局 群馬運輸支局 TEL050-5540-2021 または 購入先等の販売店
6	運転免許証の返納	吾妻警察署 TEL0279-68-0110
7	年金の手続き（相続人が遺族年金を受給する場合）	渋川年金事務所 TEL0279-22-1614
8	農業者年金の手続き（農業者年金の加入または受給がある場合）	あがつま農業協同組合 TEL0279-68-2572
9	民間賃貸住宅の各種手続き	貸主、不動産業者
10	預貯金の手続き	預け入れ金融機関

11	株式・投資信託等の名義変更	証券会社、銀行等
12	保険金の請求	加入保険会社等
13	固定電話や携帯電話の名義変更、解約	各契約会社
14	インターネットの名義変更、解約	各契約会社
15	電気の名義変更、解約	各契約会社
16	ガスの名義変更、解約	
17	NHK 受信料の名義変更、解約	NHK ホームページ または Tel0120-151515
18	クレジットカードの解約	各契約会社
19	お墓の手続き	関係事業者

MEMO

住民票・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の取得について

◎住民票・住民票の除票*について

『取得はいつから？』

東吾妻町に住所があり、死亡届を東吾妻町に届出した場合は、死亡事項はすぐに記載され、住民票(除票)は即日交付ができます。

（土日祝日に届出をした場合は、翌開庁日の交付になります。）

*除票とは、死亡等により除かれた住民票のことです。

『誰が請求できますか？』

- 1) 亡くなられた方の住民票(除票)は、同一世帯の方または相続人の方
- 2) 遺族の住民票は、同一世帯の方
- 3) 代理の方に依頼する場合は、委任状が必要です。

◎戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等について

『取得はいつから？』

東吾妻町に本籍があり、死亡届を東吾妻町に届出した場合は、死亡事項が記載された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等が取得できるまで2週間ほど日数をいただいております。

『誰が請求できますか？』

- 1) 配偶者、直系血族または、相続人の方
- 2) 代理の方に依頼する場合は、委任状が必要です。

ご本人確認できる書類等を持参の上、来庁ください。
（有効期限内のもの）

○1点で確認できる書類

マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等の写真付きのもの

○2点で確認できる書類

各種健康保険被保険者証または資格確認書、後期高齢者医療被保険者証、または資格確認書、介護保険被保険者証、年金証書等、その他写真付きの身分証明書（社員証、学生証、公的な資格者証など）

委 任 状

年 月 日

東吾妻町長 宛

委任者（依頼する方）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

生年月日： _____

戸籍請求の場合は、本籍地の記入をしてください。

本籍地 ： _____

連絡先電話番号： _____

私は、下記の者を代理人と定め、 _____

について一切の権限を委任します。

代理人（依頼された方）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

生年月日： _____

委 任 状

年 月 日

東吾妻町長 宛

委任者（依頼した方）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

生年月日： _____

申請内容： _____

使用目的： _____

私は、上記に関する申請及び交付について、下記の者を代理人と定め、
一切の権限を委任します。

なお、この申請について、貴職に対し一切迷惑をかけませんので、受理、
交付についてご配慮くださるようお願いいたします。

記

代理人（依頼された方）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

生年月日： _____

戸籍証明等の郵送請求について

戸籍証明等は本籍地の市区町村へ郵送にて交付請求することができます。
必要に応じて下記のものを同封し東吾妻町町民課戸籍係あてに送付してください。

①戸籍証明等交付申請書（次ページのもの）

必要事項を記入してください。（昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。）

②交付手数料

ゆうちょ銀行、郵便局で取り扱いの定額小為替

③請求者の本人確認書類（運転免許証等）の写し

現住所が記載のもの

④返信用封筒・郵便切手

請求者の郵便番号、住所、氏名を記入し切手を貼ったもの

⑤その他書類

- 必要な方との関係がわかる戸籍
直系親族の方が請求する場合は、直系であることがわかる戸籍証明の写し
ただし、請求先の市区町村で確認できる場合は不要です。
- 代理人であることを証する書類
任意代理人 委任状等の代理権を証する書類
法定代理人 資格を証明する書類

- 郵送にかかる時間を勘案の上、日数に余裕をもってご請求ください。
- 死亡届等、戸籍の届出がされた場合は、戸籍に反映されるまで時間がかかります。
- 不明な点がある場合には、事前に送付先へお電話にてご確認ください。

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地
東吾妻町役場 町民課 戸籍住民係
電話 0279-68-2111（内線）2121、2122

戸籍証明等交付請求書 (郵送請求用)

東吾妻町長 宛

年 月 日

請求者	住 所			
	ふりがな		生年月日	
	氏 名		明大昭 平 令	年 月 日
	連絡先（昼間連絡のできる電話番号）			
	*必要な人との続柄（本人以外の方は、相続関係のわかる書類が必要です。）本人・配偶者・子・ 父母・孫・祖父母・同世帯員・その他（ ）その他の方は、委任状が必要です。			

必 要 な 戸 籍 証 明	本 籍（住民票の場合は、住所） 東吾妻町大字				
	筆頭者（住民票の場合は、世帯主）				
		全部（謄本）	個人（抄本）	必要な人の名前	手数料
	戸籍	通	通		450円
	除籍	通	通		750円
	改正原戸籍	通	通		750円
	戸籍の附票	通	通		300円
		附票に「本籍」「筆頭者」の表示を希望される方はチェック ⇒ ☐			
	身分証明書	通	（ ） 年 月 日生		300円
	独身証明書	通	（ ） 年 月 日生		300円

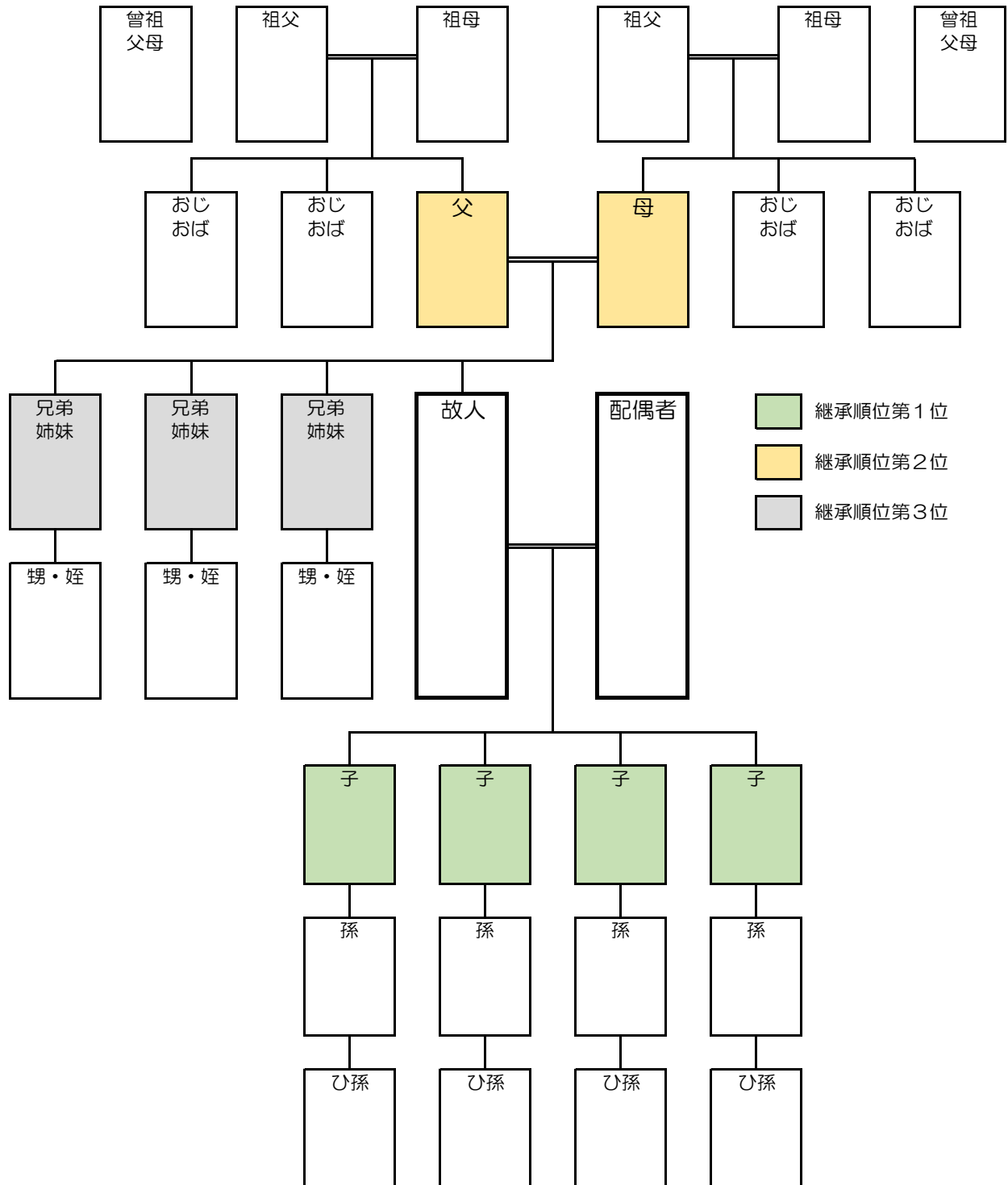
「請求者」と「必要な戸籍に記載されている人」との関係	本人 配偶者 子 孫 父母 祖父母 その他（債権者・債務者 国・地方公共団体）
上記のその他に○をつけた方は、「債権債務の発生原因及び内容、当該権利を行使又は義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する理由」又は「提出すべき国、地方公共団体の名称と提出する理由」を詳しく記載してください。	

必要な戸籍の指定があるときは記入してください。

（ ）内は該当者の氏名を記載してください。			
（ ）の死亡の記載がある戸籍		通	
（ ）の	の記載がある戸籍	通	
（ ）の出生から死亡までの戸籍		各	通
（ ）の	から	までの戸籍	各 通
その他必要な戸籍がある場合は、下の余白に記入をお願いします。			
（例）〇〇と〇〇の関係のわかる戸籍			

送 金	定額小為替	枚	現金書留	円
-----	-------	---	------	---

家系図（3親等内の親族）



おくやみ手続きガイドブック

発行：令和7年3月

発行者：東吾妻町（町民課）

〒377-0892 吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地

TEL：0279-68-2111 Fax：0279-76-4470